

富里市特別職報酬等審議会を傍聴するに当たっての注意事項

1 受付

- ・ 傍聴の受付は会議の開会時刻の15分前から行います。
- ・ 傍聴を希望される人は、富里市特別職報酬等審議会傍聴申請受付簿に氏名及び住所を御記入願います。
- ・ 会場の都合上、傍聴できる人数は原則として4名までとさせていただきます。そのため、希望人数が多い場合は、先着順となります。

2 以下のいずれかに該当する人は、傍聴することができません。

- ① 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人
- ② かさ、つえ（会長の許可を得たものを除きます。）、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している人
- ③ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している人
- ④ はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している人
- ⑤ 拡声器、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している人（撮影、録画、録音等について、会長の許可を得た場合を除きます。）
- ⑥ 酒気を帯びていると認められる人
- ⑦ その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる人

3 傍聴に当たっては、以下のことを遵守してください。

- ① 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ② 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- ③ 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由があると会長が認めた場合はこの限りではありません。
- ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑤ みだりに席を離れないこと。
- ⑥ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしないこと。

※ 会長が非公開の会議であることを宣言したときは、傍聴することができませんので、速やかに退出してください。

※ 傍聴に当たって、上記2、3に違反した場合、退出命令を行う場合があります。